平成２４年（フ）第１２８号
沖縄県中頭郡西原町字与那城277番地の31　１Ｆ
破産者　平良　正次
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２９号
沖縄県那覇市寄宮３丁目18番11号高嶺アパートＢ－１
破産者　高良　静夫
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３０号
沖縄県糸満市字糸満1343番地の１
破産者　西平　理絵
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３１号
沖縄県糸満市字糸満1444番地の４ハピネスコートゴクミⅡ101号
破産者　竹市　沙織
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３３号
沖縄県那覇市字国場933番地１　えこはうす・K302
破産者　運天　公子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市字国場430番地１上原アパート201
破産者　城間　紫乃
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３８号
沖縄県那覇市与儀２丁目19番28号　コーポニュー山内302
破産者　當銘　　敦
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４２号
沖縄県浦添市港川１丁目22番１―215号　山城マンションＡ
破産者　金城　幸男
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４３号
沖縄県那覇市字古島９番地　山川アパート３－Ａ
破産者　狩俣　英子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４４号
沖縄県那覇市三原２丁目３番１号　富原アパート103
破産者　比嘉　幸雄
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４６号
沖縄県那覇市字仲井真300番地　シャトル仲井真108
破産者　與座シゲ子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４９号
沖縄県浦添市前田１丁目27番23―203号　平成アパート
破産者　宮城　　學
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５４号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―5024号　共同住宅宮城方
破産者　宮川　博江
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１５５号
沖縄県那覇市壺屋２丁目５番７号　フラッツ白雲302
破産者　平野　龍介
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６０号
沖縄県那覇市古島２丁目６番地３　コーポ當間203
破産者　内間富士子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原281番地　大田アパート202
破産者　神山　勝子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構浜北都市開発事務所公告第10号

浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成24年７月４日

浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
浜北都市開発事務所
浜北都市開発事務所長　久保田博巳

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　静岡県浜松市西区神ケ谷町6350番地の１
氏名　油井　伸司
2　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分をします。
別紙図書
１．換地明細書
２．各筆各権利別清算金明細書
３．位置図
４．換地図

教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙図書については掲載を省略し、それらを静岡県浜松市浜北区内野台四丁目41番５号浜北都市開発事務所敷地内に設置した掲示板において掲示する。

以上

独立行政法人都市再生機構浜北都市開発事務所公告第11号

浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成24年７月４日

浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
浜北都市開発事務所
浜北都市開発事務所長　久保田博巳

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　東京都新宿区新宿五丁目２番16号
氏名　三樹興発株式会社
2　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により、浜松都市計画事業浜北新都市土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙図書のとおり換地処分をします。
別紙図書
１．各筆各権利別清算金明細書
２．位置図
３．換地図